

# 八潮市試験機関利用補助制度のご案内

この制度は、市内の中小企業者が、新製品・新技術の開発等のために、地方公共団体等が設置する公的試験機関や大学等の研究施設の設備等を使用した際の費用（以下「使用料」という。）や試験機関に測定及び試験を依頼した際の費用（以下「手数料」という。）の一部を補助する制度です。

## ★対象者（次のすべての要件を満たしている方）

- （１）市内に1年以上住所（事業所）を有し、1年以上事業を営んでいる方
- （２）納期の到来している市税を完納している方  
（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）

## ★対象試験機関

- （１）地方公共団体等が設置する工業技術センター、中小企業センターその他これらに類する公的試験機関
- （２）大学及び民間企業に附属する研究施設、その他の試験機関

## ★補助金の額

使用料又は手数料の2分の1以内（100円未満切捨て）

- 〔ただし、対象試験機関（１）を利用した場合は上限3万円  
対象試験機関（２）を利用した場合は上限5万円〕

★募集期間 ⇒ 令和6年4月1日から令和7年3月7日まで

※期間内に市の予算枠を超えた場合は、その時点で申し込みを終了します。

★手続きの方法 ⇒ [次頁をご覧ください](#)

## ★申し込み・問い合わせ先

八潮市商工観光課 商工・企業立地係 TEL 996-2111（内線479）

# 手続きの方法

